

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十二号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表分庁舎（奈良国際研修館の用に供する部分に限る。）の項中「地域振興部文化観光局国際観光課長」を「地域振興部観光局国際観光課長」に改める。

文化観光局長室	観光振興課長
奈良県特別顧問室	企画課長

別表中奈良県理事室の項を削り、

	を		
観光局長室	南部振興監室	南部振興課長	ならの魅力創造課長
			に、「いごも家

庭局長室」を「こども・女性局長室」に、「こども家庭課長」を「子育て支援課長」に、「林政課長」を「林業振興課長」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。